

自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

平成 14 年 12 月 27 日 経済産業省告示第 437 号

改正：平成 18 年 3 月 29 日 経済産業省告示第 60 号

最終改正 平成 19 年 11 月 26 日 経済産業省告示 289 号

1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和 54 年政令第 267 号)第 21 条第 17 号に掲げる自動販売機(以下「自動販売機」という。)の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、目標年度(平成 17 年 4 月 1 日に始まり平成 18 年 3 月 31 日に終わる年度)以降の各年度(平成 23 年 4 月 1 日に始まり平成 24 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷する自動販売機のエネルギー消費効率(3(1)に定める方法により測定した数値をいう。以下(1)において同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
自動販売機の種別	区分名	
コールド専用機又はホットオアコールド機	1	$E=0.346V+465$
ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が 400 ミリメートル未満のもの)	2	$E=2.18V_a-214$
ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が 400 ミリメートル以上のもの)	3	$E=0.876V_a+527$

備考 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

4 E、V 及び V_a は、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率(単位 キロワット時毎年)

V：実庫内容積(商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。以下同じ。)(単位 リットル)

V_a ：調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。以下同じ。)(単位 リットル)

- (2) 製造事業者等は、目標年度(平成 24 年 4 月 1 日に始まり平成 25 年 3 月 31 日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷する自動販売機のエネルギー消費効率(3(2)に定める方法により測定した数値をいう。以下(2)において同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式	
販売する飲料の種類	自動販売機の種別	区分名	
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	I	$E=0.218V+401$
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が 400 ミリメートル未満のもの)	II	$E=0.798V_a+414$
	ホットアンドコールド機(奥行寸法が 400 ミリメートル以上のもの)	III	$E=0.482V_a+350$
	電子マネー対応装置のないもの	IV	$E=0.482V_a+500$
	電子マネー対応装置のあるもの		

紙容器 飲料	Aタイプ(サンプルを 使用し、商品販売を 行うもの)	コールド専用機	V	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機(庫 内が2室のもの)	VI	$E=0.306V_b+954$
		ホットアンドコールド機(庫 内が3室のもの)	VII	$E=0.63V_b+1474$
	Bタイプ(商品その ものを視認し、商品 販売を行うもの)	コールド専用機	VIII	$E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機	IX	$E=0.401V_b+1261$
カップ式 飲料			X	$E=1020(T\leq 1500)$ $E=0.293T+580$ ($1500<T$)

備考 V_b 及び T は、次の数字を表すものとする。

V_b : 調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。以下同じ。)(単位 リットル)

T : 調整熱容量(湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値をいう。以下同じ)(単位 キロジュール)

2 表示事項等

2-1 表示事項

自動販売機のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名及び形名

ロ 区分

ハ 実庫内容積(コールド専用機又はホットアンドコールド機に限る。)

ニ 調整庫内容積(ホットアンドコールド機に限る。)

ホ 調整熱容量(カップ式飲料用のものに限る。)

ヘ エネルギー消費効率

ト 製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

- (1) 実庫内容積は、商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値を整数で表示すること。
- (2) 調整庫内容積は、缶・ボトル飲料を販売する自動販売機にあっては、温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値を整数で表示し、紙容器飲料を販売する自動販売機にあっては、温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値を整数で表示する。
- (3) 調整熱容量は、湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値を整数で表示すること。
- (4) エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和 54 年通商産業省令第 74 号)別表第 5 下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。
- (5) 2-1 に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び自動販売機ごとに、自動販売機の本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載し、又は本体の見やすい箇所に容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。

3 エネルギー消費効率の測定方法

- (1) 1(1)のエネルギー消費効率は、日本工業規格 B8561(2000)の消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量とする。なお、ホットアンドコールド機のうち庫室の数が二室のものにあっては、実庫内容積が大きいものを冷蔵とし、庫室の数が三室のものにあっては、中央の位置にある庫室を冷蔵とし、かつ、その他の庫室のうち実庫内容積の大きいもの(冷蔵機能のみを有する庫室がある場合には、当該庫室)を冷蔵とし、四室のものにあっては、左右それぞれ二室を合計した実庫内容積が大きいものの二室を冷蔵とする。
- (2) 1(2)のエネルギー消費効率は、日本工業規格 B8561(2007)の消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量とする。

附 則

- 1 この告示は、平成 19 年 11 月 26 日から施行する。
- 2 この告示の2の規定により行うべき表示事項等は、平成 20 年 11 月 25 日までは、なお従前の例によることができる。